

事業系一般廃棄物（可燃物、不燃物等）収集運搬処理業務委託仕様書

1 委託業務の内容

(1) 県立日南病院（以下「甲」という。）から排出される事業系一般廃棄物の可燃物、不燃物等（ただし、医療系廃棄物は除く。）の収集、運搬、処理業務。

2 委託業務の処理方法

(1) 甲から排出される事業系一般廃棄物を、可燃物は日曜日、年末年始休暇を除く毎日、不燃物、資源ゴミは週2回以上収集運搬業務（以下「委託業務」という。）を実施すること。

(2) 排出量

ア 事業系一般廃棄物・可燃物（紙と紙以外の物に分別）は1日に約300kg～700kg、年間約140,000kg排出される。また、給食残飯類の生ゴミもこの中に含まれる。

イ 事業系一般廃棄物・不燃物（カン・アルミ類・陶器類・ガラス等に分別）は1日に約1～3袋、年間約200袋排出される。

ウ 資源ゴミ（空き缶・瓶、古紙・ダンボール類に分別）

空き缶類は1日に約3～5袋、年間約1,000袋、ダンボール類は1日に約35kg、年間約12,000kg排出される。

(3) 委託業務の実施に当たっては、周辺住民及び甲の関係者等に迷惑が掛からないよう衛生上、細心の注意を払うこと。

(4) 一般廃棄物(袋)を甲の施設内又は路上などにこぼした場合は、速やかに甲が指定する職員（以下「財務担当リーダー」という。）に報告し、その指示に従うこと。

(5) 収集運搬の作業員が甲の施設内に入る必要が生じた場合は、あらかじめ財務担当リーダーの了解を求め、その指示に従うこと。

(6) 委託業務を処理するに当たっては、甲の指示に従うこと。

3 完了報告

委託業務が完了したときは、別に定める「業務完了報告書」により、速やかに報告するものとする。

4 その他

(1) 事業系一般廃棄物（可燃物、不燃物等）の収集、運搬及び処分の方法を明示した説明文書を提出すること。

(2) 事業系一般廃棄物に関する資格証明書（日南市長）を提出すること。